|  |
| --- |
| **１００４．船舶運航情報登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＶＴＸ０１ | 船舶運航情報登録 |

１．業務概要

船舶に関する入出港予定情報（以下、船舶運航情報という）を本船に紐づく航海番号単位に登録、訂正または削除を行う。

（１）船舶運航情報の全情報の訂正（以下、全情報の訂正という）または削除

（２）船舶運航情報の単一港の訂正（運航情報制限無し）（以下、「単一港の訂正（運航情報制限無し）」という。）

（３）船舶運航情報の単一港の訂正（運航情報制限有り）（以下、「単一港の訂正（運航情報制限有り）」という。）

２．入力者

船会社、船舶代理店

３．制限事項

①１業務で入力可能な本邦入港前外国の寄港地数は、最大３０港とする。

②１業務で入力可能な本邦寄港地数は、最大９港とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が船会社の場合は、船舶ＤＢに登録されている船舶運航者と同一会社であること。

③入力者が船舶代理店の場合で、かつ船舶運航情報に関する登録、訂正または削除の場合は、入力されたいずれかの本邦寄港地において、船舶ＤＢに登録されている船舶運航者と受委託関係が登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合を除く。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（３）船舶ＤＢチェック

①入力された船舶コードが船舶ＤＢに存在すること。

②削除の旨が登録されていないこと。

③外航船として登録されていること。

（４）船舶運航ＤＢチェック

（Ａ）登録の場合

入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船舶運航情報が船舶運航ＤＢに存在しないこと。

（Ｂ）訂正の場合

（ａ）全情報の訂正の場合

①入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船舶運航情報が船舶運航ＤＢに存在すること。

②削除の旨が登録されていないこと。

（ｂ）単一港の訂正（運航情報制限有り／無し）の場合

①入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船舶運航情報が船舶運航ＤＢに存在すること。

②入力された本邦寄港地順序が登録されていること。

③削除の旨が登録されていないこと。

　　（Ｃ）削除の場合

　　　　　①入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船舶運航情報が船舶運航ＤＢに存在すること。

　　　　　②削除の旨が登録されていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。

（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）船舶運航ＤＢ処理

（Ａ）登録の場合

①入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する情報を船舶運航ＤＢに登録する。

②入力内容を登録する。

（Ｂ）訂正の場合

①全情報の訂正の場合

入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船舶運航ＤＢを入力された内容で更新する。

②単一港の訂正（運航情報制限無し）の場合

入力された船舶コード及び航海番号（１）及び本邦寄港順序に対する船舶運航ＤＢを入力された内容で更新する。

③単一港の訂正（運航情報制限有り）の場合

入力された船舶コード及び航海番号（１）及び本邦寄港地順序に対する船舶運航ＤＢの訂正対象港を入力された内容で更新する。

　　（Ｃ）削除の場合

　　　　　　入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する情報を船舶運航ＤＢから削除する。

　（３）海上乗組員ＤＢ処理

　　　　　削除の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する海上乗組員ＤＢが登録されていた場合、当該情報に対する乗組員情報を海上乗組員ＤＢから削除する。

　（４）海上旅客ＤＢ処理

　　　　　削除の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する海上旅客ＤＢが登録されていた場

合、当該情報に対する旅客情報を海上旅客ＤＢから削除する。

　（５）船用品ＤＢ処理

　　　　　削除の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船用品ＤＢが登録されていた場合、

　　　　当該情報に対する船用品情報を船用品ＤＢから削除する。

（６）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |

７．特記事項

（１）船舶単位の運航情報制限が登録されている場合、船舶代理店による登録、全情報の訂正または削除は

エラーとなる。

（２）登録した船舶運航情報は、一定期間を経過後にシステムから削除される。

（３） 登録または全情報訂正の場合、入力された本邦寄港順序に港情報を並び替えて船舶運航ＤＢに登録する。また、本邦寄港順序に「Ｘ」が入力された場合、抜港とする。

（４）入力された本邦寄港地の着岸（予定）場所コードまたは出港停泊場所コードのいずれかが内航バースの旨を注意喚起メッセージとして出力する。